

訪問リハビリテーション利用料金について（２割負担）

（サービス利用料金）

区分等	利用料	自己負担	
訪問リハビリテーション費	3,080 円／回	616 円／回	20 分間実施した場合に 1 回として算定します
リハビリテーションマネジメント加算	イ：1,800 円／月	360 円／月	ケアマネジメントの一環として、事業所の医師の診察に基づき他職種協同で計画の作成からサービス提供を行うことを評価する加算です。3 ヶ月に 1 回以上のリハ会議の開催を行います。
	ロ：2,130 円／月	426 円／月	加えて訪問リハビリテーションの計画について、事業所の医師が説明し利用者の同意を得た場合はイまたはロに加えて+2700 円／月（自己負担 +270 円／月）が加算されます。
短期集中リハビリテーション実施加算	2,000 円／日	400 円／日	退院退所から 3 ヶ月以内で、週 2 回以上、1 日 20 分以上の集中的なリハビリテーションを実施する場合に算定します。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	2,400 円／日	480 円／日	退院退所から 3 ヶ月以内で、週 2 回を限度として、1 日 40 分以上の認知機能に関する集中的なリハビリテーションを実施する場合に算定します。
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	基本報酬告示額の 5 %		通常の事業実施区域を越えた地域に居住する場合に加算されます。
移行支援加算	170 円／日	34 円／日	社会参加を促進する施設として、厚生労働大臣が定める基準を満たしていることから加算されます。
サービス提供体制強化加算	7 年以上：60 円／回	12 円／回	勤続年数が 7 年または 3 年以上の職員が 1 名以上おり、厚生労働大臣が定める基準を満たしていることから加算されます。
	3 年以上：30 円／回	6 円／回	

※介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)として総単位数にサービス別加算率 1.5%を乗じます。

（請求及び支払いについて）

1. 利用料の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。
2. お支払い方法は以下のいずれかの方法によりお支払いください。

①事業者指定口座への振込み、②窓口での現金払い

介護予防訪問リハビリテーション利用料金について（２割負担）

（サービス利用料金）

区分等	利用料	自己負担	
介護予防訪問リハビリテーション費	2,980 円／回	596 円／回	20 分間実施した場合に 1 回として算定します 利用開始から 12 月超えの場合、一回につき 30 単位減算されます。但し、リハビリテーション会議を開催しリハビリテーションの計画を見直した場合は減算されません。
短期集中リハビリテーション実施加算	2,000 円／日	400 円／日	退院退所から 1 ヶ月以内で、週 2 回以上、1 日 40 分以上、または 1 ヶ月を超えて 3 ヶ月以内で、週 2 回以上、1 日 20 分以上の集中的なリハビリテーションを実施する場合に算定します。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	2,400 円／日	480 円／日	退院退所から 3 ヶ月以内で、週 2 回を限度として、1 日 40 分以上の認知機能に関する集中的なリハビリテーションを実施する場合に算定します。
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	基本報酬告示額の 5 %		通常の事業実施区域を越えた地域に居住する場合に加算されます
サービス提供体制強化加算	7 年以上：60 円／回	12 円／回	勤続年数が 7 年または 3 年以上の職員が 1 名以上おり、厚生労働大臣が定める基準を満たしていることから加算されます
	3 年以上：30 円／回	6 円／回	

※介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)として総単位数にサービス別加算率 1.5%を乗じます。

（請求及び支払いについて）

1. 利用料の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。
2. お支払い方法は以下のいずれかの方法によりお支払いください。

①事業者指定口座への振込み、②窓口での現金払い